

省 令

○大蔵省令第六十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十二條の八第十八項第四号ハ及び第三十九條の五第二十九項第四号ハの規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

大蔵大臣 宮澤 喜一  
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。  
第十七條の二第十七項第四号及び第二十二條の五第十七項第四号中「第二條第二項」を「第二條第四項」に改める。

附 則

この省令は、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の施行の日（平成十二年八月一日）から施行する。

○厚生省令第九号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一條第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生大臣 津島 雄二

介護保険法施行規則の一部を改正する省令  
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

六 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十三年労働省令第二十二号）第十八條の三の三第二号に規定する施設

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十六号

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和十六年法律第三百十号）第十四條の規定に基づき、生糸調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年七月二十八日

農林水産大臣 谷 洋一

生糸調査規則の一部を改正する省令  
生糸調査規則（昭和二十七年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第三條中「生糸生産費調査簿」を「生糸生産費調査年報」に改める。  
第四條中「生糸生産費調査簿」を「生糸生産費調査年報」に改め、その選定工場の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、を削る。  
第七條中「生糸需給動向調査票」を「製糸隔月報及び生糸売買取引業者隔月報」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○法務省告示第二百八十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成十二年七月二十八日

法務大臣 保岡 興治

愛知県知事 東郷 大輔 三ツ木 本三

滋賀県知事 沼田 2月19日生

兵庫県知事 北六甲 1丁 30番 8号

新美 昭和26年 8月17日生

昭和53年 7月23日生

昭和55年 11月21日生

昭和59年 7月22日生

昭和29年 4月13日生

昭和32年 10月1日生

昭和59年 8月24日生

千葉県知事 原 4丁 4番地

昭和37年 11月5日生

昭和38年 1月17日生

平成11年 2月20日生

神奈川県知事 日田 2丁 2丁 3番地

昭和13年 7月14日

三ツ木 オカフ・クワン

埼玉県知事 加市 栄町 2丁 9番 24—804号

昭和41年 10月17日生

埼玉県知事 大宮 大宮 393番地 6

昭和34年 10月11日生

昭和32年 7月2日生

昭和56年 6月6日生

昭和60年 1月23日生

埼玉県知事 川口市 大字 安行 緑林 957番地 21

昭和37年 8月14日生

埼玉県知事 入間市 大字 下藤 329番地 1

昭和18年 6月10日生

東京府知事 中央区 築地 7丁 4番 4—502号

昭和37年 7月3日生

兵庫県知事 姫路市 馬田 31番地

昭和38年 3月29日生

昭和57年 9月7日生

昭和59年 9月25日生

昭和62年 3月18日生

兵庫県知事 姫路市 福地 33番地 1

昭和38年 7月3日生

兵庫県知事 小野市 神門町 417番地 4

昭和44年 1月30日生

兵庫県知事 姫路市 西蔵町 10番 8—301号

昭和40年 3月1日生

昭和3年 12月23日生

平成9年 7月22日生

昭和33年 7月22日生

昭和36年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

昭和38年 7月22日生

(c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 六億七千万円

3 贈与の使用期限 平成十二年三月三十一日まで

署名者

本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェルテ大使

カーボ・ヴェルテ側 マリオ・ゴメス・フェルナンデス、セネガル

カーボ・ヴェルテ大使

平成十二年七月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣 中川 秀直

昭和三十八号

平成十一年八月六日にヤウンデで、小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に終わった。

1 援助の目的及び内容 小学校建設計画を実施するために必要な

(a) 小学校の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b) 機材及びその調達に必要な役務の供与

(c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 十億六百万円

3 贈与の使用期限 平成十二年三月三十一日まで

署名者

本 側 高木南海雄在カメルーン大使

カメルーン側 ジュスタン・ンデオロ公共投資・国土開発大臣

昭和三十九号

平成十一年七月二日にナイロビで、地方地下水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に終わった。

1 援助の目的及び内容 地方地下水開発計画を実施するために必要な

(a) 深井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

(c) 前記(a)の施設の管理指導に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 五億四千百万円

3 贈与の使用期限 平成十二年三月三十一日まで

署名者

本 側 中川 秀直

ケニア側 中川 秀直

昭和三十九号

平成十一年七月二日にナイロビで、地方地下水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に終わった。

1 援助の目的及び内容 地方地下水開発計画を実施するために必要な

(a) 深井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

(c) 前記(a)の施設の管理指導に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 五億四千百万円

3 贈与の使用期限 平成十二年三月三十一日まで

署名者

本 側 中川 秀直

ケニア側 中川 秀直

昭和三十九号